

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第124号

架空請求 心当たりのない請求は無視！

「利用した覚えのない請求が届いたがどうしたらよいか」「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」という架空請求に関する相談が多く寄せられています。ハガキ、メール、SMS（ショートメッセージサービス）、封書など様々な手段で送られてきています。これらは、消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性がありますので、注意が必要です。

【県内事例①】

母あてに「消費料金確認通知」というハガキが届いた。「民事訴訟として訴状が提出された。連絡なき場合、差し押え執行の対象となる場合があるので、早急に連絡するように」と記載があった。身に覚えがなかったが、記載された電話番号へ連絡してしまい、家族構成などを聞き取られた。どうすればいいか。 (80代 女性)

【県内事例②】

スマートフォンに「有料サイトに登録し、未払いが続いている」とのメールが届いた。その後、同様のメールが数十通届いたが、覚えがないので無視していると「訴訟を起こす。1万円支払えば登録名簿から削除する」というメールが届いた。業者に連絡し、1万円の電子ギフトカードで支払ったが、その後も請求があり何度も支払ってしまった。どうしたらよいか。 (40代 女性)

アドバイス

- 1、架空請求ハガキやメールには、「不動産の差し押さえ」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあります。心当たりがなければ、請求ハガキ等に記載されている電話番号やメールアドレスには決して連絡しないようにしましょう。
- 2、架空請求か判断がつかなかったり、不安を持ったりした場合には、相手に連絡せず、まず消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

怖くなって
支払って
しまった(泣)



☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999